

✿お子様のお誕生おめでとうございます✿

出生手続のご案内

窓口にお越しの際は、共通でご用意いただくもののほか、該当するそれぞれの手続に必要なものを
お持ちください。手続によってはマイナンバーが必要です。

ご用意いただくもの（共通）

(R7.4.1)

- マイナンバーカード**（お持ちの方）
- 本人確認書類**（マイナンバーカードをお持ちでない方）
 - ・写真付きのものは1点 … 運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付でないものは2点 … 被保険者証（健康保険・介護保険）、社員証、学生証など
- 認印**（スタンプ印は不可）
- 母子健康手帳**

出先機関のご案内

※出先機関については、取扱できない手続や取次となる場合があります。

- ◆**総合センター**（牟礼、山田、仏生山、香川、勝賀、国分寺）
- ◆**支所**（塩江、庵治、香南）
- ◆**市民サービスセンター**（瓦町駅ビル8F | KODE 瓦町）
- ◆**出張所**（市内19か所）

市役所での手続一覧

※詳細は、受付窓口で確認してください。

市民SC：市民サービスセンター

項目	内容	受付窓口（市外局番：087）	
	必要なもの（共通以外）	本庁舎	出先機関

住民登録

<input type="checkbox"/>	出生届	<ul style="list-style-type: none">・生まれた日から14日以内に届出 ※国外で生まれた場合は3か月以内・戸籍、住民票の反映に1週間程度かかります。・母子健康手帳に出生届出済の証明をします。 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 出生届書（医師等の出生証明のあるもの）	<ul style="list-style-type: none">・市民課 1階 3番窓口 ☎ 839-2282・守衛室 (閉庁時間帯)	<ul style="list-style-type: none">・総合センター ※同時にマイナンバーカードの特急発行を申請する場合は、本庁舎のみ
<input type="checkbox"/>	マイナンバー (個人番号)	<ul style="list-style-type: none">・後日、「マイナンバー（個人番号）」が通知されます。（約1か月後）	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード 交付・更新会場 12階 ☎ 839-2287	—
<input type="checkbox"/>	住民票コード	<ul style="list-style-type: none">・後日、「住民票コード」が通知されます。（約1週間後）	<ul style="list-style-type: none">市民課 1階 4番窓口 ☎ 839-2282	—

国民年金の第1号被保険者の方

<input type="checkbox"/>	産前産後の 保険料免除申請	<ul style="list-style-type: none">・国民年金第1号被保険者は、手続が必要 ※出産予定日又は出産日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から、出産予定月の翌々月まで保険料は免除されます。・出産予定日の6か月前から手続可能 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none">市民課 1階 6番窓口 ☎ 839-2322	<ul style="list-style-type: none">・総合センター ・支所
--------------------------	--------------------------	--	---	---

国民健康保険の加入者

<input type="checkbox"/>	加入	<ul style="list-style-type: none">・お子様が加入する場合、手續が必要・国民健康保険以外の保険は、保険者又は勤務先にご確認ください。	国保・高齢者医療課 1階 10番窓口 ☎ 839-2311	<ul style="list-style-type: none">・総合センター ・支所 ・市民SC【取次】
<input type="checkbox"/>	産前産後の 保険料軽減申請	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者は、手續が必要 ※その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から、出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が減額されます。・出産予定日の6か月前から手續可能 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 母子健康手帳<input type="checkbox"/> 委任状（同一世帯員以外の代理人の場合）	国保・高齢者医療課 1階 10番窓口 ☎ 839-2311	<ul style="list-style-type: none">・総合センター

項目	内容 必要なもの（共通以外）	受付窓口（市外局番：087） 本庁舎	出先機関
<input type="checkbox"/> 出産育児一時金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等への直接支払制度を利用した場合、差額支給の請求手続が必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マイナ保険証等 <input type="checkbox"/> 世帯主の預金通帳 <input type="checkbox"/> 出産費用が分かる領収・明細書の写し <input type="checkbox"/> 直接支払制度合意文書 	国保・高齢者医療課 1階 7番窓口 ☎ 839-2311	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・出張所【取次】 ・市民 SC【取次】
医療・手当等			
<input type="checkbox"/> 子ども医療証の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康保険加入手続を行った後に申請手続 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険資格情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 委任状等（保護者以外の方が手続する場合） <p>※詳細はお問い合わせください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所【取次】 ・市民 SC【取次】
<input type="checkbox"/> 児童手当の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・出生日の翌日から15日以内に申請手続が必要 ※原則、出生月の翌月分からの支給ですが、申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。 ・夫婦のうち、原則、所得の高い方が請求者となります。 ・公務員の方は勤務先で手続 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険被保険者証又は資格確認書等（3歳未満の児童を養育している国家公務員共済及び地方公務員等共済加入者の方） <input type="checkbox"/> 請求者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの <input type="checkbox"/> 子どものマイナンバーが確認できるもの（子どもの住所が市外の場合） <input type="checkbox"/> 委任状（請求者以外の方が手続する場合） <p>※詳細はお問い合わせください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・市民 SC【取次】
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当（ひとり親に限らず、重度の障がいがある父又は母のいる家庭など）、特別児童扶養手当（20歳未満の障がいをお持ちの子どものいる家庭）の受給資格要件に該当する場合、手続が必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 親と子どもの戸籍謄本 など <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	こども家庭課 6階 26番窓口 ☎ 839-2353	
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳の年度末までの子どもを扶養しているひとり親の場合、手続が必要 ・重度の障がいがある父又は母のいる家庭も対象 ・資格要件等はお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 親と子どもの健康保険資格情報が確認できるもの、マイナンバーが確認できるもの など <p>※詳細はお問い合わせください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等への支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労支援」、「親子交流」、「養育費確保支援」等、ひとり親家庭への支援制度について、専門相談員に相談できます。 <p>※詳細は「たかまつひとり親家庭サポートブック」をご覧ください。（HPでも閲覧可能）</p>		—
<input type="checkbox"/> 保育施設等の入所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園等の入所相談 ・兄姉が入所している場合、手續が必要 	こども保育教育課 6階 25番窓口 ☎ 839-2358	—
<input type="checkbox"/> 妊婦のための支援給付	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届出後、申請手続が可能 ※申請手続、専門職との面談、アンケート回答が確認できた後、5万円分のギフトを支給 	市民相談コーナー 1階 ☎ 839-2105	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進課 (保健ｾﾝﾀｰ内：高松市桜町) ☎ 839-2363 ・各保健ステーション (総合センター内)
住まい			
<input type="checkbox"/> 市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居者は、同居手続が必要 	市営住宅管理センター 7階 ☎ 802-3660	
		市営住宅課 7階 ☎ 839-2541	